

特別徴収義務者様

特別徴収のしおり

1. 給与所得者異動届出書の提出について
2. 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
3. 特別徴収切替届出（依頼）書

同封書類

- 1 町民税・県民税 特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- 2 町民税・県民税 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）
- 3 町県民税特別徴収納入書つづり

〒370-1192

群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地

玉村町税務課

TEL (0270) 65-2511(代表)

(0270) 64-7703(直通)

町県民税特別徴収の取扱い方について

地方税法、県税条例及び町税条例の規定により、給与所得者に対する町民税、県民税は特別徴収の方法によらなければならないことになっておりますので、新たに該当する事業所は勿論、今まで特別徴収をしていた事業所も、下記の取扱要領をよくご覧のうえ、ご協力をお願いします。

1. 特別徴収について

給与支払者が毎月の給与を支払う際に、納税者に代わって、その年税額を6月から翌年5月の12回に分けて、給与から差し引いて納めていただく方法です。

2. 特別徴収の指定について

特別徴収義務者として指定を受けますと法律の定めるところにより、個人の都合でこれを拒絶したり徴収をおこたることはできません。(法321の4)

3. 通知書(納税義務者用)の交付について

同封いたしました通知書をすぐ納税者に交付してください。(法321の4) 退職その他の事由によって交付不能の人がいましたら、異動届出書をつけてお返してください。

4. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額に誤りがあったり、減免等によって税額が変更されたときは「税額変更通知書」を送付しますから、変更通知書に指定してある月から変更後の月割額によって徴収してください。

なお、納税者の税額変更通知書はすぐ本人に交付してください。(法321の6)

5. 納入申告書について(退職、異動)

異動のあったとき、又は退職所得のあったときは、月割額の納入とともに翌月10日までに納入申告書に必要事項を記入のうえ提出してください。

退職所得については分離課税による所得割を納入してください。(法50の5)(法328の5)

6. 退職又は転勤等の場合の未納月割額

一般の場合

退職や転勤などによって特別徴収をしなくなった月割額は、普通徴収の方法によって納付していただくこととなります。

特別の場合

(1) 本年6月1日から12月31日までの間に退職した納税者で本人より申出があった場合、納税者に支払われるべき給与又は退職手当等から残りの税額を特別徴収の方法により一括徴収して翌月10日までに納入してください。

(2) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職等のあった場合は、5月31日までの残りの税額を一括徴収してください。

7. 特別徴収の継続

4月2日以降において給与所得者である納税義務者の給与支払者が変わっても、納税義務者が希望し、新しい給与支払者を經由して、特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があったとき、継続して特別徴収をいたします。

8. 徴収について

(1) 毎月給与支払の際月割額を徴収し、翌月10日までに納入書により納入してください。(法321の5)

(2) 納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額

又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じて得た額を延滞金として徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

ただし、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金の割合は、特例基準割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された平均貸付割合に年1%を加算した割合)が年7.3%の割合に満たない場合には、年14.6%の割合にあつては特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合)となります。令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金における「特例基準割合」は名称が「延滞金特例基準割合」となりました。

又、納期限までにこの税金を完納しないため、督促を受け、かつその督促状を付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金及びこれに係る徴収金を完納しない場合においては滞納処分を受けることとなります。

9. 払込指定金融機関

納付場所

群馬銀行	佐波伊勢崎農業協同組合
東和銀行	高崎市農業協同組合
桐生信用金庫	ぐんまみらい信用組合
高崎信用金庫	中央労働金庫
アイオー信用金庫	
しのめ信用金庫	玉村町役場・会計課
ゆうちょ銀行・郵便局	(関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局(納付期限に限る))

10. 関東各都県及び山梨県以外のゆうちょ銀行・郵便局での納入について

玉村町指定金融機関等での納入が困難な場合は、お近くのゆうちょ銀行・郵便局に「郵便局指定通知書」を提出することで、納入が可能となります。

ご希望の場合は、玉村町役場税務課までご連絡ください。後日、「郵便局指定通知書」を送付いたしますので、初回の納入時に納入書と合わせて、ゆうちょ銀行・郵便局窓口にご提出ください。※「郵便局指定通知書」の提出は、初回納入時のみとなります。

11. 地方税共通納税システムについて

令和元年10月1日から、地方税共通納税システムが稼働しています。地方税共通納税システムとは、すべての地方公共団体へ自宅や職場のパソコンから電子納税できる仕組みです。地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用することにより、金融機関へ向くことなく複数の地方公共団体へ一括して電子納税することができます。地方税共通納税システムを利用するには利用届等の手続きが必要です。

詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/> エルタックス

12. その他

- なお不明の点は税務課までお問い合わせください。
- 金融機関によっては振込手数料がかかる場合があります。

「給与所得者異動届出書」の提出について

- ◎ 納税者に退職・転職等の異動があったときは、異動した月の翌月10日までに必ず給与所得者異動届出書を提出してください。
- ◎ この届出が遅れますと、町の事務処理が遅れるばかりでなく、納入された金額と町の台帳の金額が一致しないため、差額を生じ貴事業所の滞納額として残り督促状が発せられたり、滞納処分を受けたりして、たいへんご迷惑がかかることになります。また、退職者も未徴収税額について一度に多くの税額を納めていただくことになり、負担が多くなったり、滞納にむすびついたりしますので、異動が発生したたびに提出されるよう、特にご注意をお願いします。

特別徴収納入書記載例

数字記入上の注意

良い例	悪い例	
8	8	かすれないように濃く
6	6	つなぐべき線は確実につなぐ
0	0	余計なヒゲを出さないように
2	2	枠内に大きく
9	9	文字枠からはみ出さないように
100	100	続けない
4	4	4の頭はつなげないように

記入例

年 月分	指 定 番 号	
X X 0 6	0 0 0 2 5 4 7 3	
104647	給与分 (一括徴収分を含む)	2 3 0 0 0
納入すべき金額を右の納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 金 額	6 0 0 0 0 0
退職所得分	延滞金	
納期限 令和XX年7月10日	金額欄に「¥」は記入しないでください	
取りまとめ店 〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター	(2) 合計額	6 2 3 0 0 0

一括徴収のお願いについて

- ◎ 翌年1月1日から4月30日までの間に退職のあった場合は、5月分までの残りの税額を、一括徴収することが法律で義務づけられておりますが、翌年1月1日以前の退職（特に退職後県外等遠方へ転出される者）についても、本人直接納付に切替わるため、納める際、又は事務手続上、支障をきたすことがありますので、一括徴収のご推進・ご指導をよろしくお願いいたします。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収の記入例)

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号		0012345		※市町村ごとに異なり	
宛名番号		1			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係	総務課給与係		
		氏名	玉村 春子		
		電話	0270-65-1111 (内線)		
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額		
		1. 特別徴収継続一括徴収 (1月以降は必須)	1,250,000		円
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他 (特別徴収不可)		10 月分で納入 (11月10日納期分) 3. 普通徴収理由	控除社会保険料額		75,000
		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1 (普B)		他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)			
2 (普C)		給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が93万円以下)			
3 (普D)		給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)			
4 (普E)		事業専従者 (個人事業主のみ対象)			

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

玉村町長 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201												
××年 9月 10日提出			フリガナ	カブシキガイシャ タマムラショウジ												
			氏名又は名称	株式会社 玉村商事												
			代表者の職氏名	代表取締役 玉村 太郎												
		個人番号又は法人番号	× × × × × × × × × × × × × × × ×													
給与所得者												(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	ニシキノ ジロウ										特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)		
1234		氏名	錦野 二郎 (旧姓 村玉)										円	6 月から 10 月から	円	XX-9-30
生年月日		昭和 平成 64年 1月 1日										120,000	9 月まで 5 月まで	円		
個人番号		× × × × × × × × × × × × × × × ×														
1月1日現在の住所		玉村町大字藤川100番地2											40,000	80,000		
給与の支払を受けなくなった後の住所		同上														

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定			相続人の氏名等	
1. 異動が ××年 12月 31日 までで、申出があったため (9月 1日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	氏名	続柄	
	9. 21	80,000	円			
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	住所	続柄	
	.	.	80,000			
	徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	電話	続柄	
	.	.	円			

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名		月割額 円を			
フリガナ	電話		月分から徴収し、納入します。			
氏名又は名称	(内線)		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
代表者の職氏名				納入書 要・不要		

[提出先] 〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地 玉村町役場 税務課

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
 3 1 「宛名番号」の欄には、「特別徴収税額通知書に記載された宛名番号」を記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、「特別徴収税額通知書に記載された宛名番号」を記載してください。
 1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、「前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。」「前勤務先へ送付願います。」「前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。」「前勤務先へ送付願います。」「前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。」「前勤務先へ送付願います。」

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		
特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに 異なります
宛名番号		
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	
	氏名	
	電話	(内線)
異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	異動後の未徴収 税額の徴収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円
	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) { 月分で納入 } (月 日納期分) 3. 普通徴収 { 理由 }	控除社会 保険料 円
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。		
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)	
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が93万円以下)	
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)	
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

玉村町長 殿	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地	〒																		
年 月 日提出		フリガナ																			
		氏名又は名称																			
		代表者の 職氏名																			
		個人番号 又は法人番号																			
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日														
受給者番号(整理番号)	フリガナ			円	月から	月から															
氏名			(旧姓)		月まで	月まで															
生年月日	昭和・平成		年 月 日		円	円															
個人番号																					
1月1日 現在の住所																					
給与の支払を受け なくなった後の住所																					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			相続人の氏名等	
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円	氏名	続柄
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		円		住所	
		円		電話	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		課・係		新しい勤務先では 月割額 円を	※市町村記入 欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒	氏名		月分から徴収し、納入します。	
フリガナ		電話		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
氏名又は名称		(内線)		納入書 要・不要	
代表者の職氏名		連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号			

【提出先】 〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地 玉村町役場 税務課

御注意
 4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
 3 1 「宛名番号」の欄には、「宛名番号」の欄には、「特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。」
 2 「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 1 「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 玉村町長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 _____ ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごと に異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の 職氏名												氏名		
		法人番号														

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事項	変更前 (旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後 (新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名称		
電話番号	— — (内線)	— — (内線)

変更理由 (該当番号に○)
 1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】
 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 _____										
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。			フリガナ											
				名称											
	指定番号			電話番号	— — (内線)										
	指定番号			法人番号											
3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。		指定番号		特別徴収義務者 指定番号											※市町村ごと に異なります

【提出先】 〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201 番地 玉村町役場 税務課

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 玉村町長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 _____										特別徴収義務者 指定番号	新規の場合、納入書(要・不要)		※市町村ごとに異なります
		フリガナ												担当者 連絡先	係	
		名称(氏名)											氏名			
		代表者の職氏名													電話	_____
		法人番号	_____													

給与所得者	フリガナ					旧姓			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 [1・2・3・4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。			
	氏名							特別徴収 開始予定月		月分(_____ 月 _____ 日納期分)から 特別徴収を開始します。			
	生年月日	昭和・平成		年 月 日					届出理由	1. 入社 2. その他(_____)			
	1月1日現在の住所	〒 _____								月割額の 連絡	必要な場合のみ記入してください。 _____ 月 _____ 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		
	現在の住所	〒 _____ ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。											

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地 玉村町役場 税務課